

【夏合宿 第三問】

1. B、Cは、Bの斡旋した新聞販売店の仕事を反故にしたVに対し、これをタネに金員を恐喝しようと思決意し、午前0時半から午前5時までの間、東京都町田市のC方で「お前が仕事を断ったことで信用を無くした。お前には50万の費用が掛かっている。その分弁償してもらおうか。お前に貸した5万円今すぐ返してもらおうぞ。」と申し受け、手拳、木刀、電話受話器、革バンド、コカコーラの空き瓶などで頭部、顔面、腹部を殴打し、足蹴にして、金員を払わなければさらにいかなる危害を加えるか分からない氣勢を示して畏怖させた。
2. Aは午前5時ごろ偶然その前を通りかかり、B、Cに金員を取りに行くよう指示され、事情を察し、Vを連れてVの伯父から金員5万円を受け取る役割を果たした。  
(Vが意思の抑圧に至っている場合と至っていない場合に分けてそれぞれ、)  
A、B、Cの罪責を論ぜよ。

横浜地方裁判所判決昭和56年7月17日